

歴史の中の外国人関連事件と通訳

水野 真木子

Abstract. Since the old days, human societies have had laws in order to maintain the social order. Lawbreakers have been tried and judged in a way peculiar to the era. When they did not speak the language of the "court", it was necessary to find a way to facilitate communication, such as using interpreters. Languages have always been an integral part of court proceedings.

This paper focuses on criminal cases in various eras throughout the history of Japan, and examines how communication barriers were dealt with when foreigners were involved in such cases.

キーワード：刑事事件 criminal cases, 言葉の壁 language barrier,
司法通訳 legal interpreting, 歴史 history

1. はじめに

1980年代後半以来、バブル景気に引き寄せられて来日する外国人労働者の数の激増とともに、オーバーステイ、不法就労など、出入国管理法違反を中心とする外国人の犯罪が多発するようになり、それにしたがって、外国人が刑事事件の被告人として裁かれるケースが急増してきた。最近では、凶悪犯罪の数も増える傾向にあり、外国人の関わる事件やその裁判についての関心も高まっている。そんな中で浮上してきたのが司法通訳をめぐるさまざまな問題である。

司法通訳という仕事は、昨日今日に始まったものではない。人間社会というものがある以上、必ず「裁きの場」は存在し、時にはそのような場で言葉が通じないという問題に人々は直面してきたはずである。本稿では、そのような場合にどのようにコミュニケーションが図られたのかを歴史的に振り返り、いくつかのケースについて概観してみたい。

2. 「裁きの場」と通訳

通訳という職業はもっとも歴史の古い職業であると言われている。古代から多民族との交流、つまり外交・交易は、人類にとって避けて通れない課題であり、言葉の通じない民族同士の意思疎通において、通訳は欠くことのできない重要な存在であった。生活のさまざまな場面において、通訳は常に必要とされていたのである。

さて、古代から、人間社会というものが機能するためには、必ず「おきて」というもののが存在してきた。「おきて」あるいは「法律」がなければ、複数の人間たちから成る社会において、その構成員の行動規範が定まらず、社会自体を維持することが出来なくなるからである。そして、「おきて」が出来れば、今度はそれを破る者に対して罰を与えねばならない。そして、罰を与える規準は、その社会の成熟度によって千差万別である。

例えば、シャーマニズム的要素の強い古代社会であれば、占いが重要な役割を担っていた。つまり、「神」の意思を尋ねるわけであり、「神」が裁くということである。手で熱湯を探らせて、手が爛れるか爛れないかで真偽正邪を決した「盟神探湯」（くがたち）は、その典型である。しかし、ある程度社会が進歩し、論理的に状況を把握した上で裁きを与えるというシステムが出来上がると、今度は「言葉」が重要な要素となる。「証拠品」とともに、「言葉」も状況を語るからである。そして、さらに社会が進歩し、近代的な法律体系が出来上がり、状況が細部にわたって吟味されるようになると、今度は、法律そのものを理解するための高度な言語能力も必要とされるようになる。

このように、「裁き」が神の手から人間の手に移ったときに、「言葉」は司法において絶対に不可欠なものとなったと言えよう。

こうして、「裁きの場」のあり方は様々に変遷してきたが、どの段階であろうと、言葉の通じない者がそこに関わっている時は、その者との言葉の橋渡しをする役割を持つ通訳が必要とされてきた。

3. 古代から中世にかけて

3.1 古代の外国人事件

日本における外国人事件の記録は、紀元5世紀くらいにさかのぼる。

神功皇后摂政5年の条 葛城襲津彦を欺く新羅の使者3名を檻中に納れて焼殺（日本書紀卷9）（西暦年不確定）

雄略天皇2年（西暦429年） 百濟より献上の池津姫、天皇の御召に背反し、石川朝臣楯と貫通。石川朝臣・姫とともに四肢を木に張りさずき（仮に構えた棚）の上で火刑に処される。（日本書紀卷14）¹

この例のように、当時の記録に残っている事件は、外交上のトラブル、スパイ事件、外国人のからんだ姦通事件など、多分に政治的、社会的色合いの濃いものであった。当時は大陸からの渡来人が非常に多く、日本人と外国人の区別が今ほどはっきりしていず、言葉の上でも非常に国際的であった時代なので、外国人の事件とその処遇といつても、言葉が通じないということは、それほど問題にならなかったように思われる。

8世紀、9世紀になってくると、周辺諸国との交流において、外交用言語として中国語の重要性が増してきた。当時中国語は東アジアのリンガフランカともいべき存在であった。この時代、日本がもっとも頻繁に公的な交流を行ったのは渤海であった。したがって、両言語の通訳がいたことはわかっているが、やはり、公式の場での通訳は中国語で行った。

873年、船が2隻、薩摩に漂着した。言葉が通じないので筆談したら、渤海国の遣唐使であることがわかった。その後、渤海国の人々が肥後に漂着したので、大宰府は大唐通事張建忠を送った。取調べの結果、彼らは先に薩摩に漂着し、その後逃げた者たちであるということが分かった。という内容の記事が『三代実録』『類聚国史』にある。ここで、渤海国の人間であるとわかっているのに、中国語の通事を送ったのは、渤海との間のやり取りは中国語で行なうことが決まっていたからであった、ということがわかるのである。²

3.2 中世の外国人事件

時代が下り、律令制度が事実上崩壊して武士が政権を握った中世といわれる時代の外国人が関わる事件であるが、日宋、日明、日朝貿易のように、アジア諸国との交易は比較的盛んだったが、いくつかの貿易港周辺以外のところに外国人が行くことはあまりなかった。記録に残っている外国人に対する処罰の例は、やはり、多分に政治的、外交的な要素の強いものであった。フビライ・ハンの率いる元がアジアのほぼ全域を支配下に置いていた時代に、元が日本に送った使者が処刑された事件など、その代表であろう。

当時、アジアの中心は、やはり中国であり、周辺諸国の文化人たちは中国語の読み書きが出来たので、文書のやり取りを含め、コミュニケーションは中国語を介して行われることが多かったようである。元の使者たちも中国語で書かれた書状をたずさえてやってきたわけである。そして、その書状の内容は明らかに朝貢服属を強要する脅しだった。それに対する鎌倉幕府の対応は単純明快なものであった。対外国人立法によるものではなく、裁判を行うわけでもなく、即決処断で斬罪に処したのである。

古代から中世にかけては、社会制度や法制がまだ未熟で、外国人が関わる事件に対しても一貫性のある対応をしていたわけではなかった。そのときの情勢や支配者たちの意向を色濃く反映するものだったのである。

4. 江戸時代の通訳

4.1 長崎通詞

さて、江戸時代に入ると、日本は鎖国政策を取ったため、内と外との区別がはっきりしたものとなり、言葉の上でも完全に孤立するようになった。そんな中で、外国人関係の事件など起こる可能性はほとんどなかったのであるが、長崎の出島は例外だった。

鎖国時代に日本が通商関係を持っていたのはオランダ与中国のみだった。彼らとの交渉は、長崎の出島という人工の島で行った。その限られた空間においても、外国人をめぐるトラブルはかなりあったようである。唐人の乱暴や騒擾事件その他が、数多く記録されている。その時事件の処理に当たって大きな役割を果たしたのが、いわゆる阿蘭陀通詞、唐通事と呼ばれる、幕府の役人としての通訳者である。

当時の通詞の職は世襲制で、由緒ある家柄を誇るおよそ25の家を中心に受け継がれていた。例えば阿蘭陀通詞の子供であれば、幼少時から、オランダ商館のオランダ人についてオランダ語を学習し、文字、発音、綴りなどの基本的な学習過程をすべて修了した上で試験を受け、実際の任務についていた。このように、優秀な通詞を養成する体制が整っていた。厳密な職階制度もあり、通詞目付を筆頭に、通詞目付助、大通詞、大通詞助役、小通詞助役、小通詞並、小通詞末席、小通詞末席見習い、稽古通詞、稽古通詞見習い、内通詞小頭、内通詞、というように、細かく身分が分かれていた。³

4.2 シドッチ事件

さて、外国人が出島以外に立ち入ることを許さなかった江戸時代に、今で言えば入管法違反の罪で1人の外国人が裁かれた事件があった。イタリア人宣教師、ジョバンニ・バッティスタ・シドッチの潜入事件である。⁴

1708年、現在の鹿児島の屋久島に見慣れぬ外国人が現われた。日本人のように月代を剃り、紋所の入った着物を着、刀をさしていたが、その外貌や言葉が通じないことから、すぐに外国人だとわかり、捕らえられた。彼はその後長崎奉行所で取り調べを受けるが、その時取り調べに当たったのが通詞の今村源右衛門であった。彼はシドッチと対談が可能か試したけれど、うまく通じなかったので、今度はオランダ商館員を出頭させて、シドッチの言うことを聞き分けてもらおうとした。しかし、オランダ人たちにとっても、彼の話す言葉は何語ともつかない言葉であった。実際、シドッチは、イタリア語や日本語も含めて様々な言語を取り混ぜて話していたようである。

そこで、コミュニケーションを取るための窮余の策として考えられたのが、ラテン語のわかるオランダ商館員から通詞たちがラテン語を習ったうえで、そのラテン語を使って取調べを行うことであった。今村源右衛門ら5人の通詞が毎日特訓を重ね、10日目にして尋問を再開することが出来た。尋問の内容は、単純な人定質問から始まり、国許における家族や身分、来航の目的や手段、滞在中の行動計画、今後のことなど、24か条にわたるものであった。これにより、シドッチはローマ法王の命令で、江戸で全国布教に従事するつもりであったことがわかった。

日本は当時キリスト教を禁じていたので、このような宣教師の派遣計画はゆゆしき事態であり、そのまま捨て置くわけに行かず、江戸で再びシドッチの尋問を行うことになった。江戸には3名の通詞が付き添って行ったが、尋問に当たったのは、著名な学者である新井白石だった。出島で特訓を受けた通詞たちの通訳で尋問が進むわけであるが、白石の意図どおりにはなかなかいかず、シドッチ自身が通詞たちの発音の誤りを正したりしながら、苦労しつつ、4日にわたる尋問が終わった。そして、判決が出来ることになったのである。通詞たちは様々な書類の作成や検討会への参加など、役人としての役割も果たしたが、その期間中休む間もなく働く彼らの疲労困憊した様子に、新井白石も心を痛めていたといわれている。

さて、判決は将軍によって下されたが、白石の意見を取り入れて、今でいうところの終身禁固刑が言い渡された。密入国の宣教師に対しては、異例とも言える寛大な刑であるが、白石がシドッチの人柄に惹かれたためであると考えられている。

このように、当時、外国人事件において通詞たちが果たさなければならない役割は多様であった。奉行所の役人として、今で言うバイリンガルの取調べ官でもあり、裁判所の書記官の役割も持ち、検討会に参加するということは、陪席判事的役割も担っていたことになるし、さらに異文化コミュニケーターとして弁護人的な存在であったとも考

えられる。このように、当時は、あくまで幕府の役人としての通訳であった。

4.3 外国船来航事件

幕末が近づくにつれ、阿蘭陀通訳の周りはにわかに慌しさを増してくる。様々な国籍の船が日本の港に出没するようになったからである。享和元年（1801年）のチモール人漂着事件、同3年アメリカ船ナガサキ号、同4年イギリス船渡来、文化元年（1804年）ロシア使節レザノフ来航、文化5年（1808年）にフェートン号事件と、解決しなければならない問題が相次いで生じた。

チモール人漂着事件とは、チモール島からアンボイナ島へ向かっていた船が難破し、五嶋沖に漂着した事件である。ポルトガル人船長ほか乗務員31名は病死し、船には子供5人を含む9名の生存者がいただけだった。アンボイナ・チモール人7名と中国人2名であった。彼らはオランダ船と中国のジャンク船でそれぞれ本国へ送還されている。この時の取調べの内容は、通訳石橋助左右衛門ら3名によってまとめられている。⁵

このチモール人漂着事件は上記のように単純なものであったが、それ以降の外国船来航事件は、鎖国下の日本にかなりのインパクトを与えるものであった。レザノフ来航にしても、その滞在が半年にも及び、ロシアの日本接近政策をはっきり示すものであった。その後、文化8年（1811年）にロシア艦長ゴロウニンが日本の捕虜になり、松前に護送、投獄されるという事件が起こり、幕府にとって対ロシア政策が重要課題となつた。それを受け、阿蘭陀通訳の間では、ロシア語習得の必要性が高まつていった。当時、ヨーロッパでの共通語という性格を持つフランス語の学習は、阿蘭陀通訳の間でもかなり広まつていたので、当初はフランス語を仲立ちに、ロシア人との意思疎通が図られたが、次第にロシア語自体を通訳が学習・習得していくのである。その代表が馬場左十郎であった。彼はロシア語を学ぶべく、前述のゴロウニンの牢に入り浸つてロシア語の学習に励んだ。その結果、単なる語学の習得のみならず、ロシア文学の神髄まで理解するに至つたと、ゴロウニン自身が感想を述べている。馬場左十郎は、さらに英語も手がけ、英・蘭・日の対訳会話集をも著したのである。⁶

また、上記の外国船来航事件のうちで、もっとも幕府を混乱、狼狽させたのがフェートン号事件である。イギリス軍艦フェートン号は、1808年10月4日にオランダ国旗を掲げて長崎に来航した。従来の型どおりに対応に出た長崎奉行、通訳、オランダ人2人をそのまま船に拉致し、イギリス船であることを明かした。当時のヨーロッパでは、オランダはフランスの支配下にあり、それと敵対関係にあったイギリスが、オランダ船捕獲のためにアジア海域を航行していたのである。イギリス船は、結局、目的を果たせず、水や食料を獲得して出航していったが、その後もイギリス船の来航が相次ぎ、脅威を感じた幕府は、ついに異国船打ち払い令を発布するに至るのである。⁷

4.4 アイヌ遺骨盗掘事件

次に、黒船来航後、日本の鎖国制度が崩れ、外国の領事館などが各地に建てられた時代の外国人事件について紹介する。これは、慶応年間に北海道で起こつた事件である。⁸

それは、イギリス人がアイヌの墓を盗掘し、骸骨を盗み出すという事件で、イギリス領事館員3名を被告人とするものだったが、イギリス領事ワイズもその黒幕になつていたと言われている。当時の箱館奉行は小出大和守という人だったが、彼は、ほとんどの幕府の役人が外国の圧力に屈し、弱腰の態度を取つていた時代にはめずらしい気骨のある人物で、その事件に関しても、あくまで真犯人を糾明するという態度で臨んだ。最初は知らぬ存ぜぬを決め込んでいたイギリス領事館側も、小出奉行の強硬な姿勢に恐れをなし、今度は必死になって証拠隠滅を図つたり関係者の逃亡を助けたりしていたが、事件の究明のための奉行の徹底した捜査と証拠集めに、とうとう隠しおせなくなった。そして、イギリス公使パークスがこの事件の究明に乗り出すことになったが、彼は、墓をあばいて骨を盗むなどという非人道的なことは許せないという立場に立ち、3人の被告人の処分を決定し、領事ワイズを辞職させた。

なぜ、このような事件が起こつたかというと、当時ヨーロッパの学者の間で、縄文人の末裔であると言われているアイヌ人に対する人類学的関心が非常に高まつており、学者たちは、何とかしてアイヌの骨を入手したがっていたからである。その時盗まれた骨は、すでに上海経由でイギリスに送られていたが、パークスの努力で、イギリスの税関で見つかり、日本に返送されることになった。また、アイヌ人にも慰謝料その他が支払われた。

ところで、このような、かなり長期にわたる捜査と裁判の間、英語通訳たちの果たす役割が大変大きかったことは明白である。証人尋問や領事たちとの談判、そして領事館などとの文書のやりとり、いずれを取っても有能な通訳なしには、事は運ばなかつたはずである。ところが、その当時、箱館にいた通訳たちの通訳能力はそれほど高くなかつた。事情はこうである。

前述したように、幕末のころから、イギリス船の来航事件など、鎖国をしていた日本の周りを騒がすような事件が相次ぎ、ついには黒船来航、そしてそれに続く開国という事態の中、オランダ語よりも英語の通訳の養成が必要不可欠になり、有能な通訳が急ピッチで養成されていった。そして、箱館という町は、外国貿易の北の窓口であり、『箱館英学』ということばが存在するくらい、英語学の発達した所であった。名村五八郎という遣米使節団の主席通訳を務めた人物とその門下生を中心に、英語能力が大変優れた通訳団が形成されていた。ところが、下田、神奈川を中心に外交折衝の頻度が激増し、有能な通訳が不足してくると、幕府は、箱館にいる優秀な通訳をほとんど皆、関東に呼び寄せるという措置を取った。そして、その穴を埋めるために、堀達之助という阿蘭陀通訳で、英語を書物中心に習得した人物が、主席通訳として派遣されたのである。堀達之助は、辞書編纂などを通じて著名な英学者であったからである。

ところが、彼の会話能力はそれほど優れているわけではなく、それまでの堪能な通訳たちの通訳に慣れていた箱館奉行は、例の骨盗掘の裁判において通訳があまりうまくないことに気づき、愕然としたようである。奉行は、江戸の外国奉行に請願書を送っている。それには堀達之助の英語能力について書かれており、「読み書きは非常に良く出来るが、談判の内容が入り組んでくると、通訳官としては差し支える」というものだった。そして、奉行は、「以前箱館にいた有能な通訳を1人でもいいから返してほしい、そして、それがかなわなければ、他の英語に堪能な通訳を派遣してほしい」と訴えたのである。

このように、この小出大和守という奉行は、もしかしたら、日本で始めて司法の場で通訳が正確でなければならないことの必要性を訴えた裁判官（あるいは、この事件での役割で言えば検察官）であったかもしれない。当時の日本は国際的には弱者の立場にいた。外国人は治外法権によって保護され、裁判も領事裁判という形を取り、領事によって行なわれた。そのため、外国人の犯罪を取り締まるためには、領事を納得させるだけの証拠がなければならないし、すべてが公正に明確に行なわれなければならない。公明正大で文句のつけようがない証拠が提示されれば、進歩的な司法制度を誇りにする先進国は、それを無視するわけにはいかないのである。その意味でも、通訳がスムーズに正確に行われることは、最重要事項の1つだったであろう。

5. 東京裁判と通訳

時代がさらに下り、第2次世界大戦後、敗戦国の戦争責任者たちに対して大規模な軍事裁判が行なわれた。これは、本稿のテーマである「日本で裁かれる外国人」ではなく、日本で外国人によって日本人が裁かれるケースであるが、法廷通訳が大きな役割を果たした、歴史上非常に重要な出来事なので、この裁判について少し論じてみたい。1946年5月3日に開廷した極東国際軍事法廷（通称東京裁判）は、そのほぼ半年前の1945年11月20日に始まったニュルンベルク裁判の日本版であるとされ、平和に対する罪、人道に対する罪など、55にわたる訴因で起訴された24人の「A級」戦争犯罪人が裁かれた。また、ニュルンベルク裁判においては、世界で初めての同時通訳が行われ、この単純なイヤフォンやマイクロフォンを用いたIBMの装置による同時通訳体制は、東京裁判にもそのまま使用された。

東京裁判は、陸軍省、参謀本部などのあった東京市ヶ谷台の大講堂を、ガラス張りの通訳用ブースを備えた近代的な法廷に改造して行われた。日本語・英語間の法廷通訳は30人で、日系二世と日本中の英日両言語に通じている人材から選ばれ、通訳の誤りを訂正する係としては二世のアメリカ人4人がその任に当たった。また、その他に、言語裁定官と呼ばれる人たちがいて、通訳・翻訳の正否を判定して法廷に進言したということである。そして、英語通訳の他に、少数のロシア語、中国語、フランス語の通訳、および臨時のドイツ語、蒙古語の通訳がいたとされている。通訳官は、防音ガラスで外界から完全に遮断されている小部屋の中で、備え付けのマイクから発せられる言語を必要な言語に訳し、これが法廷内の全座席に設置されたイヤフォンから流れるようになっていた。

東京裁判の公判中の最も深刻な問題の1つは、通訳の絶対的な人材不足であった。極東国際軍事裁判所条例第三章第九条「公正なる審理のための手続き」によれば、裁判用語は「英語及び被告人の言語」と規定されている。しかし、当時、日英両言語に通じている人材は極めて少なく、通訳の人選は難航をきわめたという。日本は、歴史的に外国との交流が少なく、しかも、戦時体制の中で、英語を学んだり話したりすると非国民であると罵られたり、悪くするとスパイ扱いを受ける危険があったという状況を考えると、日本人の中でバイリンガルの人材を探すことが困難であったことは想像するに難くない。

そこで、頼りにされたのが日系アメリカ人二世などだったが、彼らもそう簡単に法廷通訳の即戦力になれたわけではない。まず、第1に、彼らの日本語は、その両親から自然に学んだものである場合が多く、その両親の日本国内における出身地の方言しかわからないことがかなりあったこと。そして、次に、彼らの多くが、戦争中に米軍の情報部日本語学校で日本語の訓練を受けているが、そこでは軍事用日本語が優先的、かつ重点的に教えられたため、虐待行為に関する用語、法廷手続きに関する言葉などは、1から勉強しなければならなかったということが挙げられる。しかし、やはり日系アメリカ人が法廷通訳の主翼を担ったことは間違いない事実であった。

この、通訳官としての人材の絶対的不足は、裁判関係者の誰にとっても解決のめどり立たない大きな問題であり、東京裁判における重大な障害であった。ニュルンベルク裁判の審理が10カ月で終了したのに対し、東京裁判が2年半もかかった理由の1つは言語問題だったのである。

誤訳の問題は、開廷した最初から躊躇の石となり、関係者を悩ますこととなった。そこで、裁判所は問題の重要性を認識し、言語部を新たに設置して翻訳の問題を取り扱わせ、また、通訳のモニターとして日系二世の軍人を選任し、誤訳を即座に訂正させるような体制を敷いたのである。しかし、これにもかかわらず、日本語と英語という性格の異なる言語間の通訳は非常に困難であり、日本語特有のニュアンスの訳出は不可能で、単に意訳するだけにとどまる場合もあり、また、英語を日本語に訳す時も理解不能の訳文になったりして、審理の進行に支障をきたす結果となった。「もし、日本人弁護人が英語に堪能であるか、あるいは通訳がもっと有能であれば、裁判の判決にも影響を与えたかもしれない」とウェップ裁判長は述懐している。

東京裁判において言葉の解釈をめぐって行われた論議の中で、弁護側の主張が通ったという点でよく知られているのが、「八紘一宇」という思想の意味に関するものである。

裁判で、検察側、およびウェップ裁判長は、「八紘一宇」の思想こそ日本を侵略戦争に駆り立てた根源とみなして、これを追求しようとしたが、そのための証人として総司令部民間情報教育局長のドナルド・ロス・ニュージェント中佐が証言台に立って次のように陳述した。

「日本の学生は、侵略主義、狂信的な忠義を教え込まれた。その拠り所は八紘一宇の精神で、日本は世界制覇の盟主、という思想である。」

この時、「八紘一宇」は eight corners under one roof と英訳されたが、この訳は一語一語を直訳しただけであり、この言葉の持つ元々の意味は何も伝わらず、世界征服思想であると解釈されたのである。これに対し、被告人の側にも何とかこの誤解を解きたいと望む声もあり、弁護側は、さまざまな専門家の証言と、漢語や古語の典籍を持ち出すことにより、「八紘一宇」の本来の意味は世界人類が兄弟家族のように仲良くしようという意味であることを証明した。また、過去における日米交渉に際してもこの言葉は使われ、その時には universal brotherhood と訳されていたことも挙げられた。こうして、「八紘一宇」が侵略思想ではないということが法廷で認められたのであるが、これは、東京裁判を通して弁護側の主張が通った数少ない例の1つである。ただし、「八紘一宇」に関する学者の陳述の中で古語や漢語が次々と飛び出し、日系二世の通訳官もどう訳して良いかわからず、法廷は啞然とするばかりであったという。⁹

このような例をはじめとして、東京裁判全体を通して、日本語と英語という全く異なる文化圏に属する言語同士の間での通訳がどれほど困難を伴うものであったのか、想像するに難くない。特に、異文化研究などほとんど行われていない時代であれば、なおさらのことである。しかし、そのシステムにしても、通訳官の選任にしても、当時としては最高レベルのものであったことは、疑いのない事実である。世界中の注目を集めた国際法廷であり、通訳体制に不備のないよう、大きな配慮が払っていた。そういう意味では、現在行われている外国人刑事事件の公判における通訳体制よりも、はるかに進んでいたと言えるかもしれない。

その反面、シンガポールなどアジア各地で行われた戦争裁判法廷では、通訳すら付けられないまま取り調べや裁判が行われるケースが多く、B C 級戦犯の中には、罪もないのに罰せられていった人達が多かったと想像されている。このような名もない人々が、通訳体制をも含めて、どのような裁かれ方をされたか、世界が見守る中で行われたA級戦犯を裁いた東京裁判との対比において振り返ってみる必要があろう。

6. 近年の司法通訳

6.1 近年の動向

1980年代から増加傾向が著しかった外国人事件とその裁判であるが、その通訳問題の重要性が認識されるにつれて、様々な動きが出てきた。いくつかの判決にそれが現れている。例えば、平成2年10月12日の浦和地裁のパキスタン人放火事件に対する判決では、被告人に対して、日本語の能力の十分でない通訳人を介して、黙秘権や弁護人選任権が簡単かつ形式的に告知されたにとどまったため、被告人はその意味を理解することが出来なかつとして、自白の任意性が否定された。¹⁰ また、平成3年11月19日の大阪高裁の判決では、法廷通訳の正確性、公正さに疑問があるとして、殺人罪に問われた中国人被告人に対する第一審の判決が破棄された。これらは、司法通訳に関する認識が高まり始めた時期の、注目すべき判例である。¹¹

通訳の不備の問題は、少数言語を中心に顕著である。例えば、タイ語の通訳をめぐる問題が様々な事件で取り上げられてきた。その1つである「道後事件」について、ここで紹介する。

6.2 道後事件

事件は1989年12月に起きた。松山市の歓楽街、道後近くのアパートの一室で、29才のタイ人女性が、同居していた3人のタイ人女性に殺害されたのである。被害者は、マフィアの国際的連携によるタイ人女性売買システムを利用して、同国人の女性を買い取り、売春させるという、売春管理者の立場で収入を得ていた。事件当時、3人のタイ人女性が、被害者のアパートに同居しながら道後のソープランドで働かされていたが、非常に過酷な条件で働かされている間に怒りや不満がつのり、ある日、被害者の留守中に、3人で「もうがまんできない」「東京に逃げよう」と話し合っているところへ被害者が帰宅した。そして口論になり、興奮状態の中で、1人は電話の受話器でなぐり、1人は被害者から奪い取ったカッターナイフで被害者の首を刺し、もう1人は金槌で被害者の頭をなぐるというように、3人で暴力をふるっている間に、被害者が死亡してしまったのである。

3人の女性はそのまま逃亡したが、そのうちの1人が6年間各地を転々として逃亡生活を送ったのち、1996年に大阪で売春防止法違反容疑で逮捕され、その時の指紋照合から、6年前に道後で起きた事件の容疑者であるとして逮捕され、松山に移送された。松山地裁での判決は懲役8年であった。その裁判は通訳人の不備をめぐる問題が多く、被告人のために結成された支援団体の働きかけもあり、一審判決を不服として被告人は控訴するが、高松高裁の判決は控訴棄却であり、その後被告人は栃木刑務所で刑に服すことになる。これが道後事件のあらましと、その裁判の結果である。

さて、この「道後事件」であるが、松山地裁における第一審では、通訳人の能力について大きな疑問が投げかけられた。支援団体のメンバーたちは傍聴していて一様にショックを受けている。日本人の通訳人がほとんどタイ語がわからないのである。公判の間、ただ辞書を引く音のみ聞こえる沈黙の時間が非常に長く続き、また、ある時は、「あなたの実家は貧しかったですか」という弁護人の質問に対し、被告人は「貧しい」の意味がわからず、通訳人の方を見ると、通訳人は長い間辞書を繰っていたあとで、「あなた、貧乏?」と日本語で言い換えたという。¹² このような基本的な単語すら訳せない通訳人が裁判所から正式に任命されていたのである。このような状況なので、被告人の日本語能力は[片言程度]の域を出でていないのに、しかたなく日本語で返答せざるをえなくなってしまった。

これは明らかに人材不足の問題である。少数言語の場合はその言語を話す人を見つけるだけでも困難なのに、その中で司法通訳としての能力のある人を見つけるのは至難の技である。さらに、裁判の場での通訳の及ぼす影響について、通訳人をはじめ、関係者があまり認識していない、能力が伴っていないことがわかつても、誰も通訳人を変えようとは思わなかったのだ。おそらく、「これはたいした事件ではないし、争うところもない事件だから、あの

くらいの通訳でいい」という認識であったと思われる。

また、この事件の控訴理由の1つに「判決の理由不備」つまり、裁判長が「通訳の必要なし」として、判決理由を被告人に知らせなかつたことが挙げられている。裁判長は、被告人に懲役8年の刑を言い渡した後、判決理由を述べるにあたって、「通訳の必要はありません。検察、弁護人、日本語のわかる傍聴人は聞いて下さい」と述べたという。この点についての控訴審の判断はこうである。「法的には判決理由は述べなくてもよいことになっているし、法的知識の乏しい被告人にわかる言葉で正確に通訳することは、熟達した通訳人にとっても難しいことであるから、この場合、その部分を通訳させなかつたことは違法とは言えない。」そして控訴は棄却されたのである。

「道後事件」の控訴理由には、被害者の死因が被告人の金槌による殴打ではなかつたこと、殺意がなかつたことなど、事実誤認に関するものも含まれていた。当然、この点においても通訳の不備が問題となる。被告人が被害者を金槌でなぐった時の状況は、他の2人の女性の行為との関連において、非常に混沌としている。カッターナイフで切られたためにすでに死んでいたかもしれないし、その前に電話の受話器でなぐられた時に、くも膜下出血を起こしていたのかもしれない。このあたりの鑑定結果が非常にあいまいなままであり、その時の状況の説明についても、被告人の発言が、通訳人の能力不足と被告人自身の日本語の稚拙さのためにうまく伝わらなかった。特に、被告人が殺意を持って金槌でなぐったのかどうかを明らかにするための質問が多くされたが、やはり、同様の理由で、その時の被告人の精神状態など、正確に伝わることがなかつたのである。このように、刑事事件において最も重要視されねばならない、犯罪が行われた正にその状況がはっきりしないまま、被告人が「確定的殺意」を持って被害者を殺害したとされ、判決に至つたのである。

このように、「道後事件」の第一審における一番の問題は通訳だったが、控訴審においても、やはり、通訳の問題は解決されなかつた。高松高裁の裁判長は、通訳問題に関心を寄せていて、他所の高裁から10年以上の法廷経験のあるタイ人の通訳人を紹介してもらい、公判においても、難しいことばが出ると平易な言い方に改めるなど、状況の改善に努めたようである。ところが、その通訳人は、当然のことながらタイ語には流暢だったが、日本語の能力がかなり低いことが露呈したのである。時制の混乱や明らかな誤訳が多く、被告人がタイ語で発言する内容は通訳人には正確に伝わつたが、それを日本語に正確に置き換えることが出来ず、結局、被告人の主張が裁判で正しく理解されることとなつたのである。

こうした事実は、タイ語のよらないわゆる少数言語に関しては、質の高い通訳人を見つけることがいかに難しかを示している。いくら関係者に法廷通訳の重要性についての認識があつても、その任務をきちんと遂行できる人材が存在しなければ始まらない。

この少数言語の問題は、日本のように移民の少ない国にとっては解決の難しい問題である。法廷で使われるさまざまな言語について、公の機関が積極的に通訳人を養成し、その身分を保障する仕組みを作らなければ、少数言語を母語とする被告人は、いつになつても司法への平等のアクセスを得ることは出来ないであろう。

7. おわりに

このように、歴史を振り返り、通訳を必要とした刑事事件の事例をいくつか見て來たが、共通して言えることは、通訳には困難が伴うということである。言葉の壁を取り払い、コミュニケーションを可能にするために、媒体となる第3者が存在するという状況においては、その介在する人間がよほど熟練していなければ、その仕事を全うすることが出来ない。

現在、司法通訳に対する関心も高まり、そのシステムもかなり整備されてきたが、通訳という業務の性質、その内包する問題などについて、関係者が十分認識しているとは言い切れない。グローバリズムという言葉で象徴される21世紀が始まり、これから、異文化・異言語間の交流がますます盛んになることは明らかである。そして、司法制度が民主的な形で成熟している現在、司法における公正さを確保するために、司法通訳というものに対してさらに関心が高まり、その能力を保証すべく、何らかの形で認定制度のようなものを確立させる必要性についても、もっと議論されていくことが望まれる。

注

- 1 重松一義 『外国人刑事法制体系化への史的試論』 15 (1986)
- 2 湯沢質幸 『古代日本人と外国語』 72~75 (2001)
- 3 片桐一男 『阿蘭陀通詞の研究』 34~35 (1985)
- 4 片桐一男 『阿蘭陀通詞今村源右衛門永生』 89~139 (1995)
- 5 神戸市立博物館特別展 『日蘭交流のかけ橋』 195 (1998)
- 6 杉本つとむ 『長崎通詞ものがたり ことばと文化の翻訳者』 211~244 (1990)
- 7 神戸市立博物館特別展 『日蘭交流のかけ橋』 197 (1998)
- 8 吉村 昭 『黒船』 256~304 (1991)
- 9 豊田隅雄 『戦争裁判余録』 219~223 (1986)
- 10 浦和地裁 平2・10・12 判例時報1376号 24
- 11 判例時報 1436号 143
- 12 深見史 『通訳の必要はありません 道後・タイ人女性殺人事件裁判の記録』 24 (1999)

参考文献

- 重松一義 『外国人刑事法制体系化への史的試論』 中央学院大学総合科学研究所 1986
湯沢質幸 『古代日本人と外国語』 勉誠出版 2001
片桐一男 『阿蘭陀通詞の研究』 吉川弘文館 1985
片桐一男 『阿蘭陀通詞今村源右衛門永生』 丸善ライブラリー 1995
杉本つとむ 『長崎通詞ものがたり ことばと文化の翻訳者』 創拓社 1990
神戸市立博物館特別展 『日蘭交流のかけ橋』 1998
堀孝彦 『英学と堀達之助』 雄松堂出版 2001
吉村昭 『黒船』 中央公論社 1991
豊田隅雄 『戦争裁判余録』 泰生社 1986
東京裁判ハンドブック編集委員会編 『東京裁判ハンドブック』 青木書店 1989
巣鴨法務委員会編 『戦犯裁判の実相』 戦犯裁判の実相刊行会 1986
滝川政二郎 『新版 東京裁判をさばく』 創拓社 1979
清瀬一郎 『秘録・東京裁判』 読売新聞社 1967
水野真木子 『東京裁判と通訳問題』 日本司法通訳人協会ジャーナル No. 10 1997
大須賀 M. ウィリアムズ 『ある日系2世が見たB C級戦犯の裁判』 草思社 1991
水野真木子 『B C級戦争裁判と通訳』 日本司法通訳人協会ジャーナル No. 13 1997
深見史 『通訳の必要はありません 道後・タイ人女性殺人事件裁判の記録』 創風社出版 1999
木村雄二 『松山"道後事件"を考える』 日本司法通訳人協会ジャーナル No. 11 1998